



鳥取県公報

平成18年 3月10日(金)
号外第26号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（7）（県民室）…… 1
- ◇ 企業局管 鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程（2）（総務課）…………… 1
理規程

規 則

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年 3月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第7号

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第13号）の施行期日は、平成18年 3月28日とする。

企 業 局 管 理 規 程

鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第2号

鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程

鳥取県工業用水供給規程（昭和43年鳥取県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
<p>(使用水量の決定)</p> <p>第12条 知事は、毎月定例日に水量メーターを点検し、1月分の使用水量を決定する。ただし、水量メーターの故障により使用水量が不明のとき、<u>又は水量メーターの検定に伴う計器の交換により使用水量の算定ができないときは</u>、知事が認定するものとする。</p> <p>(水質及び水圧の基準)</p> <p>第15条 工業用水の水質の基準は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水 温</td> <td><u>常温</u></td> </tr> <tr> <td>濁 度</td> <td><u>20度以下</u></td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>ペーハー値<u>6.5以上8.0以下</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	項 目	基 準	水 温	<u>常温</u>	濁 度	<u>20度以下</u>	水素イオン濃度	ペーハー値 <u>6.5以上8.0以下</u>	<p>(使用水量の決定)</p> <p>第12条 知事は、毎月定例日に水量メーターを点検し、1月分の使用水量を決定する。ただし、水量メーターの故障により使用水量が不明のときは、知事が認定するものとする。</p> <p>(水質及び水圧の基準)</p> <p>第15条 工業用水の水質の基準は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水 温</td> <td><u>摂氏25度以下</u></td> </tr> <tr> <td>濁 度</td> <td><u>30度以下</u></td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>ペーハー値<u>6.0以上8.0以下</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	項 目	基 準	水 温	<u>摂氏25度以下</u>	濁 度	<u>30度以下</u>	水素イオン濃度	ペーハー値 <u>6.0以上8.0以下</u>
項 目	基 準																
水 温	<u>常温</u>																
濁 度	<u>20度以下</u>																
水素イオン濃度	ペーハー値 <u>6.5以上8.0以下</u>																
項 目	基 準																
水 温	<u>摂氏25度以下</u>																
濁 度	<u>30度以下</u>																
水素イオン濃度	ペーハー値 <u>6.0以上8.0以下</u>																

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正は、公布の日から施行する。